

○新潟県柏崎市障がい者の多様なコミュニケーション手段の利用及び理解の促進に関する条例

令和 7 年 5 月 21 日 条例第 35 号

新潟県柏崎市障がい者の多様なコミュニケーション手段の利用及び理解の促進に関する条例

柏崎市は、障がい者を含む全ての人が互いに多様な生き方、個性や価値観を受け入れ、誰もが安心して自分らしく暮らすことのできる地域社会の実現を目指している。

そのような地域社会を実現するためには、障がい者がそれぞれの障がい特性に応じたコミュニケーション手段を利用することができる環境づくりを推進するとともに、障がい者の多様なコミュニケーション手段に対する理解を促進していく必要がある。

ここに、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用及び理解の促進により、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を保障し、相互に人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らせる共生社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、障がい者の多様なコミュニケーション手段の利用及び理解の促進を図るための基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らせる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。
- (2) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人をいう。
- (3) 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 2 条第 7 号に規定する事業者のうち、市内で商業その他の事業を行うものをいう。
- (4) コミュニケーション手段 言語（手話を含む。）、要約筆記、点訳、筆談、音訳、絵図、平易な表現、代筆、代読その他の障がい者が日常生活又は社会生活を営む上で必要とするコミュニケーションの手段をいう。

(基本理念)

第 3 条 障がい者のコミュニケーション手段は、障がい特性、障がいの有無、個性等により多様であるべきものと理解されるとともに、コミュニケーション手段の利用は、障がいの有無にかかわらず、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条の基本理念にのっとり、障がい者の多様なコミュニケーション手段の利用及び理解の促進に必要な施策を推進するものとする。

2 市は、障がい者の多様なコミュニケーション手段の利用及び理解の促進に係る施策の推進方針

を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 3 市は、市の施策の推進に当たっては、市民及び事業者と連携を図るとともに、障がい者及びその支援者等の意見を踏まえながら取り組むものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、第3条の基本理念に対する理解を深め、前条の規定により市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条の基本理念に対する理解を深め、第4条の規定により市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用機会を確保するために、必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

(来訪者への配慮)

第7条 市、市民及び事業者は、第3条の基本理念にのっとり、市を来訪する障がい者が、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を選択して利用できるよう、環境づくりに努めるものとする。

(施策の推進方針の策定)

第8条 市は、市の施策を推進するための方針（以下この条において「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

- 2 施策の推進方針は、市が別に定める障がい者に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 3 施策の推進方針においては、次の事項を定め、総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

- (1) 障がい者の多様なコミュニケーション手段に対する理解の促進及びコミュニケーション手段の普及に関すること。
- (2) 障がい者がそれぞれの障がい特性に応じたコミュニケーション手段を適切に利用することができる環境の整備に関すること。
- (3) 障がい者のコミュニケーションを支援する人材の養成及び確保に関すること。
- (4) 災害その他非常の事態における障がい者のための多様なコミュニケーション手段の利用環境の確保に関すること。

(財政上の措置)

第9条 市は、市の施策を推進するため、必要な財政上の措置に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。